

議案第15号

「武豊町手数料所売れの一部改正」について討論

私は日本共産党議員団を代表して、議案第15号「武豊町手数料条例の一部改正」について反対の立場で討論します。

本条例改正は、現在100円の手数料で発行している11項目の手数料を2300円に引き上げるものであります。この引き上げ理由として説明されたのが、「『第5次行政改革』に伴う使用料、手数料に見直しの一環として行なわれことであり、「受益と負担の適正化」近隣市町の動向、発行原価に近づけるためとのことである」でした。

「受益と負担の適正化」というといえどもっともらしく思われますが、不適切なことばであることをまず指摘しておきます。なぜならば、行政が実務を行なう場合、受益と負担のアンバランスが発生することは避けられないことであります。住民の納めた税金を100%個々に還元されることは不可能なことであるからであります。そこで、どのような配分をするのかが、首長の政治判断が求められることとなります。義務的経費を含めて最優先するのは医療・福祉、教育をはじめとする住民負担の軽減であります。このような観点からみますと、住民票、印鑑証明などは、住民のみなさんが法的に使用され住民生活にとって重要な書類であり、年間3万5千通も発行されるいることから、手数料は安価で提供されるべきであります。

発行原価に手数料を近づける問題ですが、住民票等の発行原価が約290円と説明されました。この290の手数料のなかに人件費も含まれています。人件費はすべての事務にかかわっており、その一部分を引き出して上乘せすることは、ある意味人件費の二重計上の問題を含んでいることを指摘しておきます。

更に、他の証明書類の発行手数料と比較して見てみますと、住基カードの発行手数料は500円ですが、発行原価を質したところ、1500円との答弁でした。しかし、1500円の価格は、写真付きのカラーカードの原価でありました。原価計算する場合、発行するカード・紙類に発行に必要な機器材の賃貸料、保守点検料を含めて計算することが常識であり、常識的に計算しますと住基カードの発行原価は9000円弱+人件費となります。にもかかわらず、発行減1500円と答えたことは発行費用を意識的に安く見せかけるための細工をしたことであり、住民への背信行為であり許されるものではありません。この点を指摘しましたところ、今度は発行枚数が少ないからとの言い訳をする声が返ってきました。受益と負担の適正化を図るための11項目の手数料引き上げ論は、説明と矛盾して

おり詭弁としかいいようがありません。

また、行政資料コピー代10円、図書館資料コピー代10円の原価については、行政資料コピー代は原価10円程度との答でしたが、その内容は来庁者がそれぞれコピーする複写機を使用してのコピー原価、言い換えればコンビニなどでコピーする方式のコピー代金を原価としました。果たして、行政文書（特に、情報公開を求めた資料をコピーする場合など）をコピーする場合、個人情報が含まれる可能性のある原本を請求者に渡してコピーさせるのでしょうか。このようなことはありえません。職員が資料要求されたページをコピーして渡すのがごく自然ではないでしょうか。また、図書館資料コピー代金については原価計算がされていませんでした。

現在、100円の手数料で発行している11項目の証明書手数料を200円に引き上げる根拠は、近隣市町が200円であることから、武豊町も200円に引き上げることしか理由は見当たりません。

このように住民無視で正確な試算も例示できないことなど、正当な理由のない引き上げは不適切であり、手数料引き上げのための条例改正は許されるものではありません。

以上、反対討論といたします。